

感染症と出席停止期間および登園の目安について

病名	出席停止期間および登園の目安	提出書類
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで	登園許可証（医師の意見書）
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで	登園許可証（医師の意見書）
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。ただし、症状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある	登園許可証（医師の意見書）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	登園許可証（医師の意見書）
風疹（3日ばしか）	発疹が消えるまで	登園許可証（医師の意見書）
水痘（みずぼうそう） 帯状疱疹	すべての発疹が痂瘍化する（黒いかさぶたになる）まで	登園許可証（医師の意見書）
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから2日を経過するまで	登園許可証（医師の意見書）
流行性角結膜炎（はやり目）	医師において感染の恐れがないと認められるまで（結膜炎の症状が消失してから）	登園許可証（医師の意見書）
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	登園許可証（医師の意見書）
結核	医師において感染の恐れがないと認められるまで	登園許可証（医師の意見書）
侵襲性髄膜炎菌感染症	医師において感染の恐れがないと認められるまで	登園許可証（医師の意見書）
その他の学校伝染病	治癒するまで 医師において感染の恐れがないと認められるまで	登園許可証（医師の意見書）
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノ）	嘔吐・下痢の症状が治まり、普通便かつ普段の食事ができれば登園可	登園許可証（医師の意見書） ※必要に応じて
溶連菌感染症	抗生素質治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登園可	不要 ※但し、医療機関の受診要
手足口病	発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができれば登園可	不要 ※但し、医療機関の受診要
ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができれば登園可	不要 ※但し、医療機関の受診要
伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良い時は登園可	不要 ※但し、医療機関の受診要
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良ければ登園可	不要 ※但し、医療機関の受診要
突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良ければ、発疹が残っていても登園可	不要 ※但し、医療機関の受診要
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮膚が乾燥しているか、びらん部位がガーゼ等で被覆できていれば登園可	不要
水いぼ	搔きこわし傷から浸出液が出ているときはガーゼ等で被覆していれば登園可	不要
アタマジラミ	医療機関又は薬局等に相談し駆除を開始していれば登園可	不要

登園許可証（医師の意見書）

園名 認定こども園双羽幼稚園

園児名

病名

令和 年 月 日より登園可能と認めます。

※ 出席停止期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

医療機関名
医師氏名